

よってって在宅診療所 施設基準 (2026年6月1日 現在)

《厚生局長への届出に関する事項》

当診療所では、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所
機能強化加算
在宅時医学総合管理料
特定施設入居時医学総合管理料
在宅医療情報連携加算
在宅医療充実体制加算
在宅医療 DX 情報活用加算
外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注5

《明細書の発行に関する事項》

当診療所では、請求書の発行時に、個別の診療報酬の算定がわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行をご希望されない方は、職員にお申し出ください。